

特集

# 里親制度

知ることからはじめよう

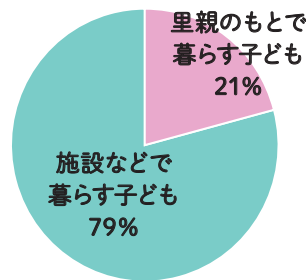


## 子どものための里親制度

子どもの健やかな成長には、家庭で暮らす時間や経験が、とても大きな役割を担っています。ところが今、さまざまな事情で自分の家族と暮らせない子どもたちがいます。そんな子どもたちを自分の家庭に迎え入れ、温かい愛情と正しい理解でその成長をサポートする人が「里親」です。

### 茨城県の現状（令和5年度）

実親のもとで暮らすことができない子ども約700人



### 里親の種類

#### 養育里親

家庭の事情により、保護者のもとで養育することができない子どもを、一定期間自分の家庭に迎え入れて養育する里親

#### 専門里親

虐待や障害などにより、専門的なケアを必要とする子どもを養育する里親（養育里親としての一定期間の経験等が必要）

#### 養子縁組里親

子どもと法的に親子関係を結び、養子縁組をすることによって、子どもの養親となることを希望する里親

#### 親族里親

実親が死亡したり、行方不明になったりして、子どもを育てられなくなった場合に、三親等以内の親族が養育する里親

### 家庭での養育が必要な理由

施設では、養育者（子どもの生活について保護・監督する人）が職員であるため、常に同じ人ではなく、日や時間帯によって変わってしまう。「いつも変わらない養育者が、継続的に自分を見てくれる」ということは、子どもが絶対的な安心感を得るために、非常に重要です。

# 里親制度



## 里親になるには

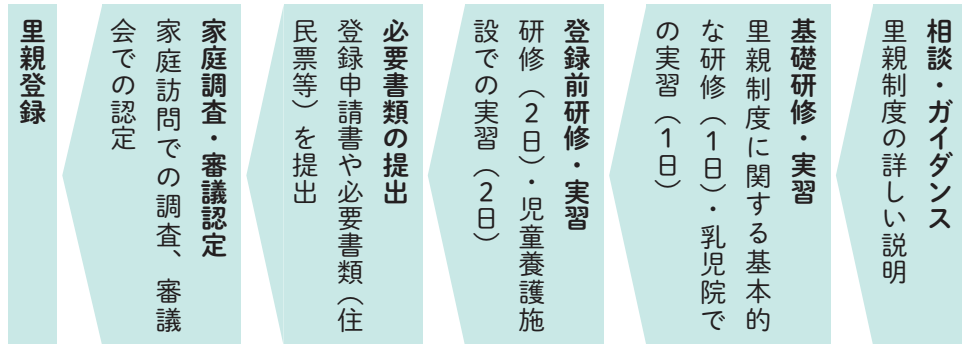
里親として必要な条件は、特別なことはありません。ただし、里親として登録を受けるには、必要な研修や実習を受ける必要があります。また、里親登録したからといって、すぐに子どもの養育を委託されるわけではありません。

### 里親登録に必要な条件

- 子どもの養育についての理解および熱意と、子どもに対する豊かな愛情を有していること
- 経済的に困窮していないこと（親族里親を除く）
- 里親本人または同居人が欠格事由（刑罰や虐待等の経歴）に該当していないこと
- 心身共に健康であること



### 登録手続き



※期間はおおむね半年

## 委託までの流れ

### 委託の検討

児童相談所が、里親委託が可能な子どもにふさわしい里親との組み合わせを検討します。

### 紹介

児童相談所から里親候補の方に、子どもの状況などを説明します。

### 交流

面会や外泊など、段階を経て交流を重ねます。

### 委託

里親の意向や子どもの状況などをもとに総合的に判断し、児童相談所が児童の委託の可否を決定します。

## 子どもと里親のマッチング

里親登録と子どもの養育委託について、茨城県の里親リクルーターを務めている新山さんに伺いました。

「里親登録があつても、すぐ委託につなげられるとは限りません。登録から1カ月で委託されることもあれば、何年か後にも願ひされることもあります。子どもには子どものニーズがあり、里親さんには里親さんの事情がある。それらを適切にマッチさせるのが、同じ家庭で生活していくために最も重要となるためです。子どもたちが自分に合った里親と出会って確率を上げるためには、里親さんの選択肢を増やすことが必要です。1組でも多くの里親登録をお願いします」

## 茨城県の現状（令和4年度）

子どもの養育を委託されている里親  
約 120 世帯



登録している里親約 350 世帯



# 里親さんの声

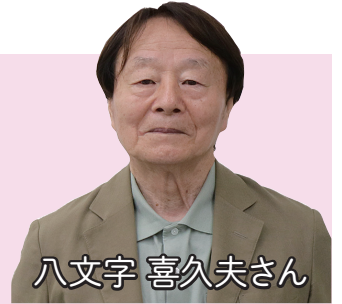
里親として活躍されているお二人に、お話を伺いました。

初めは妻からの勧めで、里親制度の説明会に出席しました。それまでは恥ずかしいことに、制度を詳しく知りませんでした。自分の年齢で里親が務まるのかも心配でした。ところが研修会に参加してみると、年齢の高い方も活躍されていて、安心しました。その後里親登録をし、教員最後の年に、3歳の子の委託を受けたのが最初です。その後短期を含め、約20人を受け入れました。現在はファミリーホームの運営に携わっています。

67歳の時に、一念発起して専門里親の免許取得に挑戦しました。もっと子どもに寄り添った里親を目指したかったからです。この免許取得は、今までの子どもとの関わり方等を振り返る機会となりました。何よりも子どもの言葉に耳を傾けること、子どもを褒めることの大切さを、再認識させられました。

現在は4人の子どもたちの委託を受けています。家族みんなで食べる夕食はとてものにぎやかです。もちろん大変なこともたくさんあります。でも、それでいいと思って

います。例えば失敗と考えることがあっても、その失敗をどう乗り越えて、今後の人生にどう生かしていくかが大切です。そうすれば、家族の心のつながりも、だんだん太くなっていく。そんな思いを込めて、私はファミリーホームを「絆」と名付けています。



八文字 喜久夫さん

子どもたちの成長を実感するとともに、わが家が安心・安全な場になってきているかな、と徐々に感じている今日この頃です。そのような中で「おとうさん」と呼ばれるのは、自分の年齢に関係なく、うれしいですね。また、子どもたちが自立した時に、わが家で過ごしたことが少しでも役に立ってくれば、何よりです。

茨城県里親連合会長を8年、鹿行地区里親会長を8年務めました。最近は若い里親も増えてきました。茨城県の里親委託件数が、今後増えることを願っています。



芳賀 洋子さん

元々自分の父親が里親制度に関心を持っていたので、制度については昔から身近に感じていました。平成5年に、当時幼稚園生だった息子の後押しもあり、里親登録しました。その後、数週間の短期から20歳の長期まで、数多くの子どもの委託を受け、平成21年からはファミリーホームとして運営しています。

子どもがいる家庭は、やはり楽しいですよ。自分がこうして元気になれるのも、子どもがいてくれるからだと思えます。自立して家を出た子たちが、家に遊びに来てくれるとうれしいですし、その子たちがちゃんと生活できているか、心配でもあります。

いろいろな理由で親元から離れた子どもは、大なり小なり傷を負っているものと、私は考えています。だから、子どもなりに何かを感じたり、考えたりしていると思う

ので、そういう思いを、少しでも理解してあげられれば、と思っています。

また、家に来てくれた子どもたちには、真っすぐな人間に育ってほしいと思っているので、口うるさく言ってしまうこともあります。でも、その他のことはなるべく子どもたちに自分自身で決めさせて、私はできる限り応援したい、と思っています。

実子・里子に関係なく、子育てに悩みが無い人はいないと思います。心が痛くなるニュースも、しょっちゅう目にします。私が一番知ってもらいたいことは、悩んだときには、里親でも児童相談所でも市役所でも、相談するところはいっぱいあるんだということ。周りに相談してみれば、自分が良い解決策を知らなくても、その相談した人が知っているかもしれない。自分一人で抱え込んで絶対だめです。相談する人を、誰でも良いから、多く見つけておくことが大事。心に留めておいてほしいです。



# 養育里親 Q & A

## 対象となる子どもの年齢は？

0歳～18歳未満（必要に応じて20歳まで）です。同時に養育できるのは4人まで、実子と合わせて6人までです。

## どのくらいの期間預かるの？

数日～数カ月の短期から、18歳までの長期まで、さまざまです。子どもの事情と里親の生活状況等により決定します。

## 里親の年齢制限はある？

ありませんが、身体的・精神的・経済的に安定して子どもを養育できるかで判断します。

## 子育ての経験がなくても大丈夫？

なれます。研修と実習で里親としての準備を進めていきます。

## 実子がいても大丈夫？

なれます。県内では実子がいる方も里親として活躍しています。実の子どもに里親になることを伝え、理解を得た上で、新しい家族を迎えるのが理想です。

## 里親＝養子縁組？

養育里親の場合、里親と里子に法的な親子関係はなく、親権者は実親です。養育里親は、一生ではなく一定期間子どもを預かる制度です。

## 困ったときはどうすればいいの？

里親養育はチーム養育です！里親子を孤立させないための、さまざまなケアがあります。

### 家庭訪問

委託直後の2カ月間は2週に1回程度、委託の2年後までは1～2カ月に1回程度、その後は年2回程度家庭訪問を実施します。

### 支援機関

児童相談所、児童福祉施設、児童家庭支援センター、市町村担当課、各地区の里親会★など

### 養育費のサポート

子どもの養育に要する一般生活費・教育費・学校給食費・入進学支度金・就職支度金などの養育費のほか、里親手当が毎月支給されます。

※これらは子どもの養育費として支給されるものであり、子どものために適正に管理することが必要です。

★鹿行地区里親会では、親子で交流できる行事や、女子会・男子会も開催しています！

詳細はこちら▶



茨城県では、以下の施設に「里親制度等普及促進・リクルート事業」を委託しています。里親について関心を持ったなら、何でもお問い合わせください。

茨城県民間フォスタリング機関

社会福祉法人同仁会

児童家庭支援センター あいびー

水戸市小林町 1186-84

☎ 029-291-3770

✉ satoriku@doujinkai.or.jp



## あいびー de 里親カフェ 開催中！

里親制度のこと、お茶やコーヒーを飲みながら、気軽に聞いてみませんか？

【開催日】10/22（日）、11/24（金）、  
12/17（日）、1/26（金）、  
2/25（日）

【時間】10:00～11:00

【場所】児童家庭支援センターあいびー

【参加費】無料（1ドリンクとお菓子付き）

【申込先】☎ 080-8434-3609

※先着予約制